

上松町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

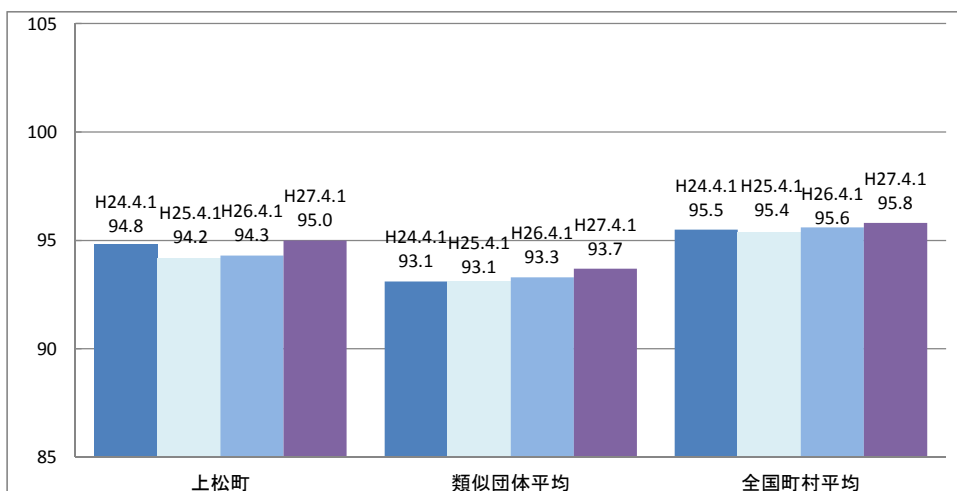
区分	住民基本台帳人口 H27.1.1現在	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	4,966	3,546,754	62,629	472,244	13.31	12.30

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	78	276,742	46,197	108,806	431,745	5,535	5,471

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 特別職・国保会計・上下水道会計の職員は除く。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

上松町では、人事委員会を設置しておりません。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与	公務員給与	較差	勧告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	%
26年度						0.36

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月
26年度						4.20

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔実施〕 未実施 〕

実施内容(平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 支給対象地域なし
 (実施時期)
 (参考)

	平成26年度 の支給割合	見直し後の支給割合 (H30.4.1)	平成27年度 の支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%
上松町の支給割合	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
上松町	41.6 歳	310,800 円	352,636 円	338,573 円
長野県	45.5 歳	340,213 円	407,228 円	375,427 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	41.7 歳	298,502 円	348,728 円	324,582 円

(注)1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		上松町	長野県	国
一般行政職	大 学 卒	174,200 円	183,100 円	174,200 円
	高 校 卒	142,100 円	148,400 円	142,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成27年4月1日現在)

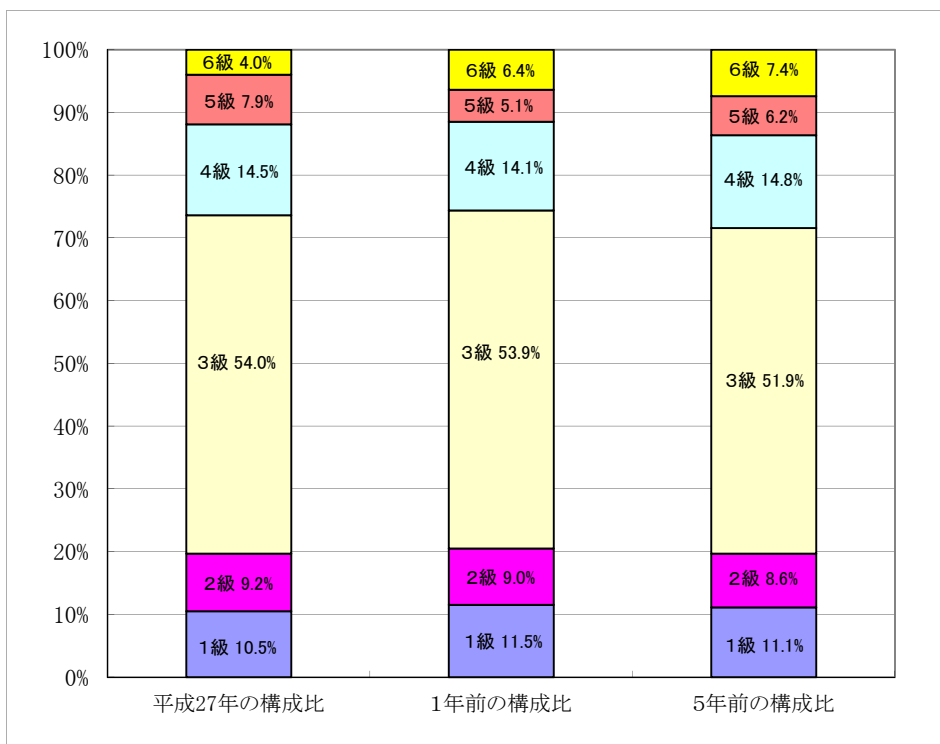
区 分	経験年数10～15年未満	経験年数20～25年未満	経験年数25～30年未満	経験年数30～35年未満
一般行政職 大学卒	279,900 円	— 円	— 円	— 円
一般行政職 高校卒	— 円	323,700 円	346,000 円	381,800 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成27年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補・主事	8 人	10.5 %	137,600 円	244,900 円
2 級	主任	7 人	9.2 %	187,700 円	301,900 円
3 級	主査・係長	41 人	54.0 %	223,900 円	347,700 円
4 級	係長・主幹	11 人	14.5 %	258,300 円	378,700 円
5 級	調整幹・課長補佐・課長	6 人	7.9 %	285,000 円	390,700 円
6 級	課長	3 人	4.0 %	315,800 円	407,900 円
7 級	総括課長	0 人	0.0 %	360,100 円	442,600 円

(注) 1 上松町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

未実施

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上松町	長野県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,299 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,643 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%、管理職加算15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%、管理職加算10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

未実施

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

上松町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)	
1人当たり平均支給額	14,147 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
上松町	0%	0人	0%
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)		()	

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

上松町では、特殊勤務手当は支給していません。

支給実績 (26年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (26年度)		0.0 %	
手当の種類 (手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)
			千円
			千円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	16,709 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	257 千円
支給実績(25年度決算)	11,143 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	169 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ○配偶者 月額13,000円 ○配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 (配偶者のない場合の一人目 月額11,000円) ○満15歳に達する年度から満22歳の年度末までの扶養親族1人につき月額5,000円加算	同		8,544 千円	244,101 円
住居手当	借家等に居住する職員に支給 ○家賃月額23,000円以下 家賃-12,000円 ○家賃月額23,000円超 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 (最高限度額 27,000円)	同		1,877 千円	170,618 円
通勤手当	通勤のために交通機関または自動車等を利用する職員に支給 (通勤距離が片道2km以上) ○交通機関利用者の場合 月額運賃相当額(限度額55,000円) ○自動車等利用者の場合 ・片道5km未満 2,000円 ・片道5km以上10km未満 4,200円 ・片道10km以上15km未満 7,100円 ・片道15km以上20km未満 10,000円 ・片道20km以上25km未満 12,900円 ・片道25km以上30km未満 15,800円 ・片道30km以上35km未満 18,700円 ・片道35km以上40km未満 21,600円 ・片道40km以上45km未満 24,400円 ・片道45km以上50km未満 26,200円 ・片道50km以上55km未満 28,000円 ・片道55km以上60km未満 29,800円 ・片道60km以上 31,600円	同		1,319 千円	50,727 円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち町長が定める者に支給 課長 45,000円 課長補佐 30,000円			5,220 千円	474,545 円
宿日直手当	正規の勤務時間外または祝日法による休日及び年末年始の休日の正規の勤務時間中に宿日直勤務をした場合に支給 ・町長が定める業務 5,900円/日 ・上記以外の業務 4,200円/日			1,787 千円	35,742 円
寒冷地手当	11月から翌年3月の各月に支給する ○扶養親族のある世帯主 月額17,800円 ○扶養親族のない世帯主 月額10,200円 ○その他 月額 7,360円	同		4,428 千円	59,832 円

5 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区分	給料	月額		等
		額	額	
給料 報酬	市区町村長	691,000 円 (- 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 840,000 円 / 416,500 円	
	副町長	611,000 円 (- 円)	705,000 円 / 385,000 円	
	議長	240,500 円 (- 円)	395,000 円 / 140,000 円	
	副議長	164,900 円 (- 円)	310,000 円 / 115,000 円	
	議員	145,500 円 (- 円)	290,000 円 / 100,000 円	
	期末手当	市区町村長 副町長	(27年度支給割合) 6月期 1.475月分 12月期 1.625月分	
	議長 副議長 議員	(27年度支給割合) 6月期 1.475月分 12月期 1.625月分		
退職手当	市区町村長 副町長	(算定方式) 給料月額×在職月数×42.5/100	(1期の手当額) 14,096,400 円	(支給時期) 任期毎
		給料月額×在職月数×25.4/100	7,449,312 円	任期毎
備考				

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

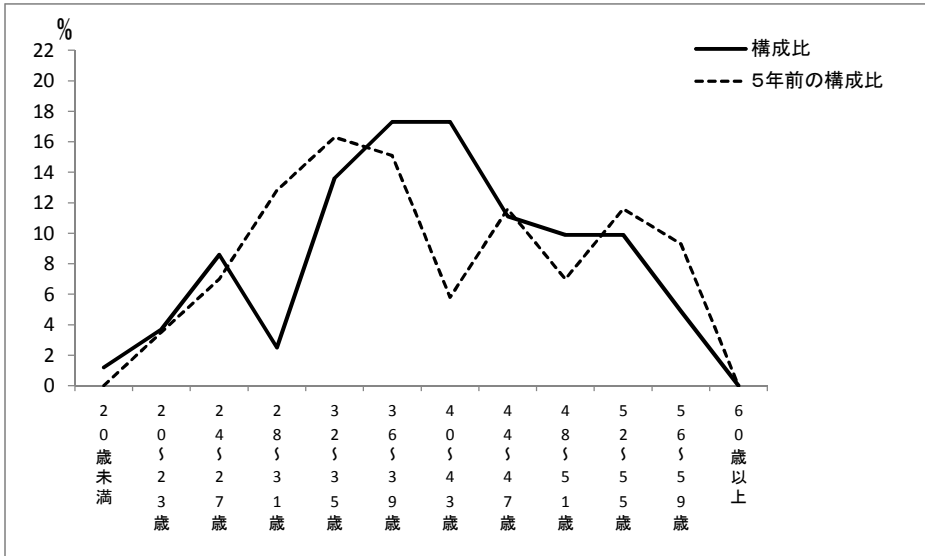
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成26年	平成27年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	住民窓口業務の充実のため 国道19号棧バイパス事業終了縮小による職員減 住民窓口業務への配置転換 職員退職に伴う職員不補充
		総務	21	22	1	
		税務	6	6	0	
		農林水産	5	5	0	
		商工	3	3	0	
		土木	9	8	▲1	
		民生	25	24	▲1	
		衛生	4	3	▲1	
	計	74	72	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数 144.99 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 186.43 人)	
	教育部門	4	4	0		
小計	78	76	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数 153.04 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 218.99 人)		
公営企業等部門	水道	3	3	0		
	下水道	0	0	0		
	国保	2	2	0		
	小計	5	5	0		
合計		83	81	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数 163.11 人	
		[100]	[100]	[0]		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	3人	7人	2人	11人	14人	14人	9人	8人	8人	4人	0人	81人

(3)職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	75	74	74	73	74	72	▲3 (▲4.0%)
教育	6	5	5	5	4	4	▲2 (▲33.3%)
消防	-	-	-	-	-	-	()
普通会計	81	79	79	78	78	76	▲5 (▲6.7%)
公営企業等会計	5	5	5	5	5	5	0 (0.0%)
総合計	86	84	84	83	83	81	▲5 (▲5.8%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数である。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与比率
26年度	千円 239,213	千円 15,154	千円 8,093	% 3.3	% 5.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 4,636千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	3人	千円 9,450	千円 932	千円 2,348	千円 12,730	千円 4,243	千円 6,219

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
上松町	33.7 歳	266,833 円	353,610 円
団体平均	44.9 歳	348,021 円	517,229 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上松町	団体平均
1人当たり平均支給額(26年度) 783 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,484 千円

(注) 支給割合等一般行政職に同じ

イ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	187 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	47 千円
支給実績(25年度決算)	565 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	141 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。